

広告掲載仕様書

広告掲載対象物の詳細

名称	子育て総合支援センター
内容	子育て総合支援センターの遊戯室壁面および窓面の広告
規格	広告掲載場所:別紙掲出位置図の位置(応相談) ・遊戯室壁面 1～6箇所 ・遊戯室窓面 1～2箇所 広告の大きさ ・遊戯室壁面 : 横117cm×縦70cm以内 (1箇所の大きさ) ・遊戯室窓面 : 横 74cm×縦95cm以内 (1箇所の大きさ) 広告形式 ・紙面(ポスター・チラシ等)
発行部数(設置数)	遊戯室壁面 1～6箇所 遊戯室窓面 1～2箇所
発行回数(時期)	1枠につき1ヵ月単位で、最長12ヵ月まで申込みいただけます。
期間(掲載・配布)	掲載決定翌月より ～ 最長12ヵ月
対象者	子育て総合支援センター利用者は、主に市内在宅子育て中の家庭、親子です。親子を対象とした教室や講座、子育て相談に関する事業、「つどいの広場」「ファミリー・サポートセンター」を子どもNPOはらっぱに事業委託しています。施設の開設は(月)～(金)午前9時～午後5時まで、各月に1日程度日曜開催事業も行っています。
場所	遊戯室 (別紙掲出位置図参照)
備考	子育て親子の他、地域の支援者などの交流や、子育てに関する学びの場として活用されています。さらに、子育て相談などの機能も併せ持つ施設です。

広告内容

大きさ	枠数	色	位置	広告掲載料(納付期限)
遊戯室壁面 横117cm×縦70cm以内	1～6		別紙掲出位置図通り	3,000円/月(掲載前月の20日)
窓面 横74cm×縦95cm以内	1～2			

広告掲載に関する条件

- ・広告のデザインや作成に要する費用、及び掲示の際の設置などに関しては広告主の負担となります。
- ・申込みの際は掲載予定のポスターやチラシ等がわかるもの、および、申込み事業所の内容がわかるものを添えて申込みください。
- ・掲載終了の際も、広告主により速やかに撤去してください。
- ・掲示物の破損などに関する責任は負いません。また、修理に関しても広告主の負担となります。
- ・阪南市広告掲載申込書と併せて行政財産使用許可申請者も必要となりますのでご注意ください。

募集に関すること

募集形態	公募による募集
募集期間	募集中【先着順】
掲載契約期間	掲載決定翌月より ～ 最長12ヵ月
決定予定日	申込み後10業務日以内
広告原稿提出方法	現物
広告原稿完成期限	設置開始日の前々日までに、ただし休日の場合その翌日(施設側と要相談)
広告原稿提出先	阪南市役所こども支援課まで直接持参し、広告主による設置(市職員立ち合いにより設置)

子育て総合支援センター 掲出位置図

